

資料⑥

○高梁市地域防災力向上委員会設置要綱

令和元年11月25日

告示第194号

(設置)

第1条 市民及び行政の協働による地域防災力の向上に係る取組みの調査、指導、助言等を行い、自助、共助及び公助の相互連携による防災体制の強化を図るため、高梁市防災会議条例（平成16年高梁市条例第14号）第4条に規定する専門委員等（以下「委員」という。）で構成する高梁市地域防災力向上委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌し、その調査等の結果を市長に提言又は報告するものとする。

- (1) 地域防災力向上に資する施策、目標及び計画の調査及び検討に関すること。
- (2) 自主防災組織の取組み、地区防災計画策定の指導及び助言に関すること。
- (3) 市民の防災意識の啓発に資する取組みへの指導及び助言に関すること。
- (4) その他地域防災力向上に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係地方行政機関の職員
- (2) 岡山県の職員
- (3) 高梁市の職員
- (4) 関係指定公共機関の職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係団体を代表する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、市長が任命する。
- 3 副委員長は、委員長が任命する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該専門の事項に関する調査等の終了までとし、2年を限度とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充のため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬等)

第7条 委員が会議等に参加したときは、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年高梁市条例第35号）による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、防災復興推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。